

普通会員 Ordinary Associate	権利: 国内及び国際仲裁において、単独仲裁人又は第三仲裁人としてではなく、上級会員又は上級会員と同程度の知識を有する者とともに仲裁廷のメンバーとなることができる程度の知識を有する会員。 要件: 次の18単位の取得及び基礎法を履修していると検定委員会が確認すること。なお、各単位の取得については、適宜行う確認試験に合格することが条件となる。
	【仲裁総論：必修】 101a 訴訟 仲裁 ADR概論 2 101b 仲裁法概論 2 102a 仲裁の基本1 争点整理、立証と事実認定 2 102b 仲裁の基本2 仲裁人、代理人の権利、義務 2 103 適用規範 法律、判例、自然法、道徳、慣習、条理 2 104 仲裁法の諸問題 2 105 模擬仲裁 4 (16)
	【基礎法：必修】 (111 民法 (総則、物権、債権) (112 商法 (商法総則、商行為・会社法)
	【国際仲裁：必修】 121 国際仲裁概論 2 (2)
[18]	

注1 基礎法 については、協会が講義を行うものではなく、下記のいずれかの条件を満たしている場合に履修したものとみなす。

弁護士、法科大学院卒業者及び司法研修所卒業者

法学検定試験2級取得者

司法書士

大学法学部において、(111及び(112に記載されている科目の単位を取得した者又はこれに準じる者